

ID: 1283

担当部署: 市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	高額介護合算療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】	<p>法第57条の3第1項の規定による。 (高額介護合算療養費)</p> <p>第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第1項の高額療養費が支給される場合に あつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第51条第1項に規定 する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当 該支給額を控除して得た額)及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額 (同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た 額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支 給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養 費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差 額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。</p> <p>国民健康保険における高額介護合算療養費の支給等の事務の取扱いについて(平成21年4月3 日保国発第0403002号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年5月24日